

騒音規制措置（騒音防止協定）の遵守及び相次ぐ米軍機による低空飛行 に対する意見書

報道によると、在沖米海兵隊は、日本時間の2月5日午後6時から9日午前までの間、アメリカンプロフットボール王者を決める行事「スーパーボウル」に合わせて、米軍普天間飛行場の滑走路の運用を止めていたことが分かった。

米連邦航空局が発行する短期的な航空情報「ノータム」の履歴を見ると、スーパーボウルを理由に5日午後6時から9日午前7時まで普天間飛行場を閉鎖する旨が記されている。実際、県などが実施する普天間飛行場周辺の騒音測定調査では、ほとんど騒音を拾っていない。日米が結んだ騒音規制措置（通称・騒音防止協定）は、「慰霊の日や県立高校・県内大学の試験、卒業式、入学式等、周辺地域社会にとって特別に意義がある日については、訓練飛行を最小限にするよう配慮する」と定めている。

そのような中、県立高校の卒業式が一斉に行われた3月1日、事前に県教育庁が沖縄防衛局を通じて卒業式が厳粛な環境で実施できるよう米軍機の飛行自粛を要請したにも関わらず、嘉手納基地では戦闘機が離発着訓練を強行したことは、極めて遺憾である。

また、本町議会の3月定例会開会中も騒音により、度々審議が中断されることがあった。沖縄県内のみならず全国各地で米軍機による訓練区域外での低空飛行訓練が相次いでいる。2020年度に全国の地方議会が訓練の中止を求めて衆議院に提出した意見書は、13件に上り、2019年度の1件から急増している。

米軍機による訓練区域外での低空飛行訓練を巡っては、一步間違えれば大惨事になりかねない訓練であり、沖縄県議会においても、今年に入り2度、抗議決議及び意見書を全会一致で決議し、関係機関に対し抗議要請したにも関わらず、訓練が繰り返されることに対し強い憤りを禁じ得ない。

よって、本町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要請する。

記

- 1 騒音規制措置（騒音防止協定）を遵守させること。
- 2 低空飛行訓練を即時中止させること。
- 3 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月22日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長